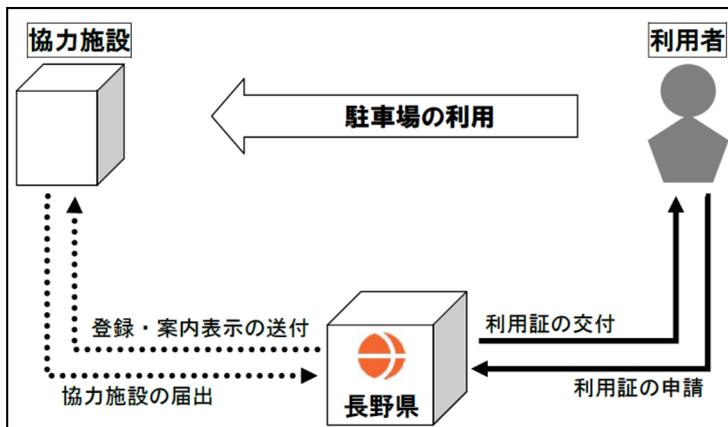


信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証) 制度 を平成28年4月 20 日からスタートします。

障がい者等用駐車区画の適正な利用を図るため、「信州パーキング・パーミット制度」を平成28年4月20日から実施します。 ※利用証の申請受付は平成28年2月22日から開始

信州パーキング・パーミット制度の概要

◎信州パーキング・パーミット制度とは
公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「**利用証**」を交付する制度です。



<利用証の種類>

▼車いす使用者



▼車いす使用者以外



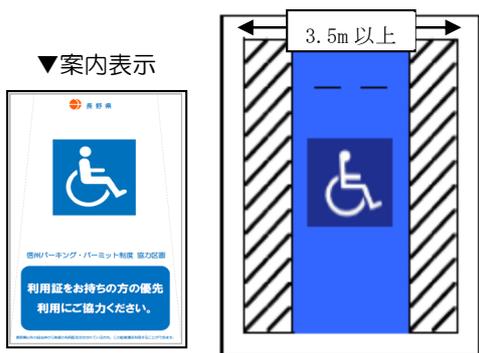
利用証の掲示方法

案内表示のある駐車区画を利用する際は、ルームミラーに利用証をかけて、車外から見えるように掲示します。



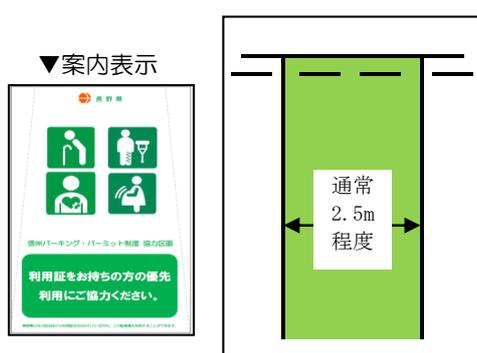
◎利用できる駐車場

利用証は、この制度に賛同する協力施設で、専用の案内表示のある駐車場で利用できます。車いす使用者用の幅広の駐車区画に加え、歩行困難な方等のために通常幅の駐車区画の確保を依頼します。



車いす使用者優先駐車区画

(既存の車いすマークの駐車区画)



障がい者等優先駐車区画

(既存の出入口付近の通常区画)

区画	障がい者等用駐車場	
	車いす使用者優先駐車区画	障がい者等優先駐車区画 (プラスワン区画)
広さ	幅広(3.5m 以上)	通常幅 (2.5m 程度)
利用対象者	障がい者、要介護高齢者、難病患者、妊産婦、けが人などで歩行が困難または歩行に介助者の注意が必要な者	
	車いす使用者	車いす使用者以外

申請方法

- 手続方法 申請希望者は、以下のいずれかの方法で、申請していただきます。

郵送で申請	県地域福祉課に郵送していただきます。
窓口で申請	【申請窓口】 県地域福祉課、県内10カ所の保健福祉事務所 【受付時間】 8:30~17:15（土日祝日を除く）

- 申請に必要な書類 以下の書類等を同封のうえ、申請していただきます。

<input type="checkbox"/> 交付申請書	申請書は、市町村窓口や県庁地域福祉課、各保健福祉事務所、制度協力施設等で配付を予定しています。また、県ホームページからもダウンロードできます。
<input type="checkbox"/> 障がい等状況が分かる書類の写し (対象者区分によって書類が異なる)	身体障害者手帳や介護保険被保険者証などの書類の写しを添付していただきます。 必要な書類は、交付申請書の裏面に詳しく記載しています。
<input type="checkbox"/> 返信用切手(140円)	県から利用証を郵送するための返信用切手を同封していただきます。
<input type="checkbox"/> 代理人の身分証明書(※)	※代理人が窓口で申請される場合は、本人確認のため、免許証等を持参してください。

※利用証は、申請書の内容確認を行った後、郵送でお送りします。(1~2週間程度かかる場合があります。)

※初回の交付は、平成28年3月下旬以後となります。

利用証の交付対象者・有効期間

区分		交付基準	有効期間		
1 身体障がい者	視覚障がい	身体障害者手帳	発行の日から5年以内		
	聴覚障がい				
	ろうあ				
	平衡機能障がい				
	肢体不自由			上肢	
				下肢	
				体幹	上肢機能
					移動機能
	心臓機能障がい				
	腎臓機能障がい				
	呼吸器機能障がい				
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい				
	小腸機能障がい				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい				
肝臓機能障がい					
2 知的障がい者	療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の者				
3 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳が1級の者				
4 発達障がい者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者				
5 難病患者	特定医療費(指定難病)受給者及び特定疾患医療受給者				
6 高齢者	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者	発行の日から2年以内			
7 妊産婦	母子健康手帳を取得した者	母子健康手帳の取得から出産(分娩予定日)後2年の間			
8 その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	医師の診断書による必要期間以内			

施設管理者のみなさまにお願いしたいこと

制度実施にあたっては、制度にご協力いただける施設・店舗の皆様のご理解が不可欠であることから、以下の内容でご賛同いただき、ご協力をお願いいたします。

◎対象区画の確保

来客用の駐車区画の中から、信州パーキング・パーミット制度協力区画を確保してください。

<対象区画の種類>

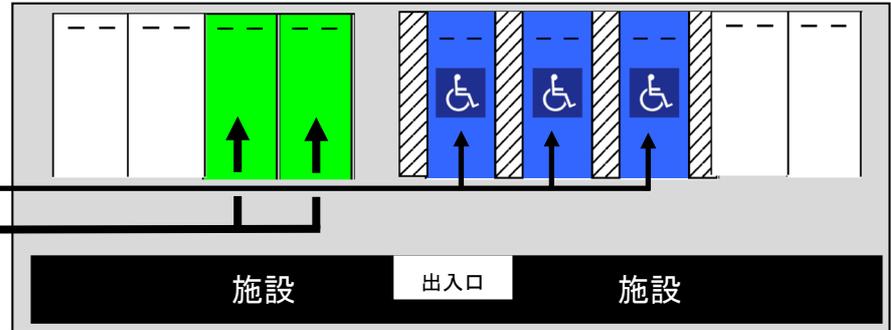
駐車区画には、車いす使用者優先と、通常幅の障がい者等優先の2種類があります。

[区画確保の例]

車いす使用者優先駐車区画

障がい者等優先駐車区画

※利用対象者は、歩行が困難な方であるため、施設の出入口に近い既存の通常幅の区画の一部を確保してください。



[協力区画数の目安]

施設内駐車区画数	協力区画数	
	車いす使用者用駐車区画 幅広(350cm以上)	障がい者等用駐車区画 通常幅(350cm未満)
25未満	どちらか1以上	
25~100	1以上	1以上
101~200	2以上	2以上
201~300	3以上	3以上
301~400	4以上	4以上
401~500	5以上	5以上

◎協力届出書の提出

「信州パーキング・パーミット制度協力届出書」に必要事項を記入のうえ、県地域福祉課まで郵送にてご提出ください。※協力届出書は、長野県ホームページからもダウンロードできます。

～届出書をご提出いただく～

- ・案内表示ステッカー、ポスター、制度案内チラシ、区画整備の手引きを郵送します。
- ・県ホームページに施設・店舗名を掲載します。

◎「案内表示」の掲示

対象の駐車区画に、県が提供する案内表示用ステッカーを看板・壁面・カラーコーン等に貼付してください。

※具体的な方法は、「駐車区画整備の手引き」をご覧ください。

◎制度の広報への協力

県が提供するポスターを施設に掲示し、広報にご協力ください。ポスターは、案内表示ステッカーと併せて郵送いたします。



◎お客様への対応

お客様から制度についてたずねられた場合は、制度周知チラシを活用して説明してください。制度周知チラシは、案内表示ステッカーと併せて郵送いたします。